

荏田町防災協会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、荏田町防災協会と称す。

(組 織)

第 2 条 本会は、荏田町内において危険物施設及び防火対象物を所有する事業所及び本会の趣旨に賛同するものをもって会員とし、これを組織する。

2 荏田町を特別会員とする。

(目 的)

第 3 条 本会は、荏田町内において火災予防及び災害予防の対策研究並びに危険物貯蔵取扱、防火対象物の管理技術の向上及び消防思想の普及宣伝を図ると共に、荏田町の安全と安心の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防火対象物の防火管理及び危険物等の安全な取り扱いに関する研究。
- (2) 関係法令の周知徹底と機関紙の発行。
- (3) 火災予防及び災害防止に関する宣伝並びに講習会、映写会の開催。
- (4) 危険物に起因する火災の研究。
- (5) 会員相互及び関係官庁との連絡。
- (6) その他本会の目的達成のための必要な事項。

(入 会)

第 5 条 この協会に入会しようとする者は、様式第 1 号に会費を添え会長に届け出るものとする。

(退 会)

第 6 条 会員がやむを得ない事情により退会しようとするときは、様式第 2 号で会長に届け出るものとし、この場合において会費の未納がある時は完納し、既納会費の払い戻しはしないものとする。

(事務局)

第 7 条 本会の事務局は、荏田町消防本部予防課に置く。

(役 員)

第 8 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

2 会長、副会長は理事の互選とし、理事、監事は総会において会員のうちから選任する。

3 ただし、役員の変動に伴い欠員を生じた場合は、前項の規定にかかわらず、会員の中から役員会において承認を受けた当該役員の後任者が就任できるものとする。

4 役員の変会により欠員を生じた場合も第 2 項の規定にかかわらず、会員の中から役員会において承認を受けた会員が就任できるものとする。

(任 期)

第 9 条 役員の変期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 前条第 3 項及び第 4 項により選任された役員の変期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期满了といえども後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の変務)

第 10 条 本会の変員の変務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- (3) 理事は役員会に出席し会務を審議し、議決する。
- (4) 監事は会計事務を監査する。

(役員の変酬)

第 11 条 役員は、名誉職として報酬を支給しない。

(顧 問)

第 12 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の変認を得て会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、会長の変問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

(会 議)

第 13 条 会議は総会及び役員会とする。

2 会議は会長が召集する。

(総 会)

第 14 条 総会は通常総会と臨時総会の二種とし、次の事項を決議する。

- (1) 本会則の変更に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 役員を選任に関する事。
- (5) その他役員会において必要と認めた事項。

2 総会における議事は出席会員の過半数をもって決める。ただし、可否同数の場合は議長の決めるところによる。

3 通常総会は毎年 1 回とし、臨時総会は必要が生じた時に役員会議決により開催する。

4 総会の招集が困難であると会長が認めるときは、書面により開催することができる。この場合、会員の 2 分の 1 以上の書面による回答が得られることを必要とする。

5 書面により開催する総会の議事は、期日までに回答された過半数をもって決める。ただし、可否同数の場合は会長の決めるところによる。

6 緊急を要する総会付議事項で、総会を開催できないときは、役員会の決定を持って総会の決定に代えることができる。この場合において、直近の総会に報告しなければならない。

(役員会)

第 15 条 役員会は会長、副会長、理事、監事をもって構成し過半数の出席で会議を開き次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業の実施及び予算の運用に関する事項
- (3) 総会において委任された事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

2 役員会における議事は出席役員の過半数をもって決める。ただし、可否同数の場合は議長の決めるところによる。

3 役員会の議長は会長が行う。

4 役員会の招集が困難であると会長が認めるときは、書面により開催することができる。この場合、役員全員の書面による回答が得られることを必要とする。

5 書面により開催する役員会の議事は、過半数をもって決める。ただし、可否同数の場合は会長の決めるところによる。

(事業年度)

第 16 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる

ものとする。

(簿 冊)

第 17 条 本会に次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 予算及び決算に関する書類
- (5) 事業計画及びその実施に関する書類
- (6) 議事録
- (7) その他必要な書類

(経 費)

第 18 条 本会の経費は会費及び寄付金等による収入をもってこれに充てる。

(会費及び付加金)

第 19 条 会費は次に定める金額を納入しなければならない。

会 費	5,000 円
危険物施設の付加金額	
指定数量の合計 1 倍以上 30 倍未満	1,000 円
指定数量の合計 30 倍以上 100 倍未満	3,000 円
指定数量の合計 100 倍以上 1,000 倍未満	5,000 円
指定数量の合計 1,000 倍以上	10,000 円
特別会員負担金	150,000 円

(雑 則)

第 20 条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の承認を得て会長がこれを定める。

(附 則)

- (1) 荏田町危険物安全協会会則は、この会則の施行の日から廃止する。
- (2) この会則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- (3) この会則は、平成 26 年 6 月 5 日から施行する
- (4) この会則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

荇田町防災協会長 様

事 業 所 名

代表者・職・氏名

入 会 届

荇田町防災協会に入会いたします。

入会年月日	年 月 日
所 在 地	郵便番号 ー
	Tel () ー
請求書等 送 付 先	郵便番号 ー
	Tel () ー
	Fax () ー mail
事業概要	
従業員数等	人
年会費	年会費 , 0 0 0 円 (5,000 円+危険物施設付加金)
備考	

※ 太線の枠内は記入しないでください。

年会費は荇田町防災協会会則第 19 条による。

退 会 届

荏田町防災協会長 様

事業所名
代 表 者

このたび荏田町防災協会を退会いたしたく下記のとおりお届けいたします。

記

- 1 退会年月日 年 月 日
- 2 退会理由
- 3 備考